

●香川県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年3月15日から同年4月5日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 岡田丸亀線（195号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
丸亀市飯山町東小川字前谷269番2地先から 丸亀市飯山町東小川字上川井362番1地先まで	7.0～13.1	114	平成11年香川県告示第421号及び平成13年香川県告示第475号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成25年3月15日